

内閣官房 令和4年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	追加共同団体名	追加支障事例	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野													
141	B	地方に対する規制緩和	03 医療・福祉	新型コロナウイルス感染症等対策都道府県行動計画の改定に際し、軽微な変更時の手続きの簡素化を求める。	国の計画変更に伴う変更や組織改編に伴う変更など、県として独自性を出す要素がない変更や明らかに軽微な変更を行う場合があるが、特措法7条9項では、変更を行う際、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を(必ず)聴かなければならないこととなっているため、軽微な変更等の場合は、改定手続きを簡略化できるよう提案する。	地方自治体の計画策定に係る負担の軽減。	新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第7条第9項	内閣官房	広島県、宮城県、広島市、愛媛県、中国地方知事会			栃木県、千葉県、京都府、京都市、大阪府、奈良県、徳島県、大分県	○組織改編に伴い変更を必要とする事例が生じているが、軽微な変更等の場合は、改定手続きを簡略化できるよう求める。	ご指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法第7条第9項に基づき、都道府県が新型コロナウイルス感染症等対策都道府県行動計画(以下「同計画」)を改定する際には、あらかじめ感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならないこととされている。ただし、その方法や手続き等については具体的に規定していない。したがって、都道府県行動計画の変更の内容や、都道府県の実情に応じて、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者への意見の聴き方を柔軟に変更することは可能である。	都道府県が行動計画を改定する際の、あらかじめの学識経験者への意見聴取方法は具体的に規定されていないものの、意見聴取そのものを省略することは認められていないと解する。今回の提案では、計画内の用語のみの変更や実質的に行動内容の変更を伴わない文言の変更など、専門的な判断を求めるのではなく学識経験者の意見聴取が必要ないと考えられる軽微な変更の場合には、意見聴取を省略することを可能としていただきたい。法改正が困難であれば、運用で対応できるよう通知等で明確に示していただきたい。

内閣官房 令和4年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月20日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
-	【全国知事会】 新型コロナウイルス等対策都道府県行動計画の軽微な変更に係る手続きについては自治体における業務の負担軽減と効率化が図られるとともに、都道府県の判断により柔軟な対応が可能となるような見直しを行うこと。	計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・投付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとするに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求めの声が高まっている。 この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。書面や電子メールでの意見聴取であっても、書類作成の事務負担や報酬の支払い等の経費負担が発生する可能性がある。庁内の部局名変更や相談窓口の連絡先等の変更といった軽微な変更を含め一律に学識経験者への意見聴取を義務付けることに合理性はなく、コロナ対応に多忙な都道府県の負担軽減の観点から、軽微な変更の場合の意見聴取は省略可能とすべきではないか。 法第7条第9項の解釈として、軽微な変更の場合にまで意見聴取を義務付けていると解されるのであれば、軽微な変更の場合に係る適用除外規定を設けるなど、法改正により対応すべきではないか。 軽微な変更の場合には意見聴取を義務付けていないと解されるのであれば、その旨を都道府県に通知等により速やかに周知すべきではないか。	新型コロナウイルス等対策都道府県行動計画(以下「都道府県行動計画」という。)の変更手続については、第1次回答のとおり、同計画の変更の内容や、都道府県の実情に応じて、学識経験者への意見聴取の方法を柔軟に変更することは可能であり、ご指摘のような都道府県の負担はある程度解消されるものと考えている。 その上で、更に、都道府県の判断で、以下の運用を行うことは差し支えない旨を周知することにより、都道府県の負担の更なる解消を図ることしたい。 ・都道府県行動計画の変更のうち、実質的な内容に影響を与えないような軽微な変更(部局名や電話番号等の変更)については、逐一、計画を変更するのはなく、実質的な内容の変更がある際にまとめて変更すること ・学識経験者に対し、軽微な変更の例を事前に示し、これらの変更について予め包括的に了承を得ておくことで、逐次の聴取を不要とすること	5【内閣官房】 (2)新型コロナウイルス等対策特別措置法(平24法31) 都道府県行動計画(7条)及び市町村行動計画(8条)(以下この事項において「計画」という。)の変更のうち、地方公共団体の組織に係る名称の変更等の軽微な変更については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、以下に掲げる事項については、地方公共団体に通知する。 ・計画の変更(7条9項及び8条8項)について、軽微な変更の場合には、逐次、計画を変更するのではなく、軽微な変更以外の変更がある際一括して行うこととして差し支えないこと。 ・計画の変更に伴う学識経験者からの意見聴取(7条3項及び8条7項)について、意見聴取を行う学識経験者に対し、事前に軽微な変更の例を示し、これらの変更についてあらかじめ包括的に承認を得ておくことで、逐次の意見聴取を行わないこととして差し支えないこと。 ・軽微な変更のみを行う場合の学識経験者からの意見聴取の方法について、有識者会議等の開催は必ずしも必要ではなく、変更の内容や地方公共団体の実情に応じて電子メールを活用するなど、柔軟に変更することとして差し支えないこと。 〔措置済み(令和4年11月15日付け内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室事務連絡)〕	1ポツ目			
					2ポツ目			
					3ポツ目			